

高齢者虐待防止のための指針

医療法人 すずきクリニック

指定居宅介護支援センター松陵

通所リハビリテーション デイケア松陵

1. 基本理念

医療法人すずきクリニック（以下、事業所という。）では高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、「高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」（平成18年4月1日から施行）の理念に基づき、高齢者の尊厳・人格の尊重を重視、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

2. 高齢者虐待の定義

(1) 身体虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者に関係のない行為をすること。又は利用者に関係のない行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 高齢者虐待防止委員会に関する事項

(1) 事業所では、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「高齢者虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための高齢者虐待防止担当者を定める。

(2) 委員会の委員長は当法人の理事長が努める。

(3) 委員会の構成委員は、医師、各部署管理者、介護支援専門員、看護職員、介護職員、事務職員とする。

(4) 委員会は、定期的（年2回以上）かつ必要に応じて担当者が招集する。

(5) 委員会は、次のような内容について協議する。

- ① 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること。
- ② 虐待防止のための指針の整備に関すること。
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通知が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から再発防止の確実な防止策に関すること。
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修は年1回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施することとする。
- (3) 研修の実施内容については、実施要項、研修資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。（電磁的記録等での保存も可）

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。相談窓口は、3. (1) で定められた高齢者虐待防止担当者とする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるように努める。
- (3) 事業所内に虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるように努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
- (6) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。
- (7) 虐待が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県に高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）」を参考に、対応することとする。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業所等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、市町村の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように最新の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は、「6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。
- (4) 対応の結果は相談者に報告することとする。

9. 利用者当に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付けることとする。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すように努めることとする。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する